

横須賀市児童生徒体力向上・健康増進に係る産学官連携基本協定書

味の素株式会社（以下「甲」という。）、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学（以下「乙」という。）及び横須賀市教育委員会（以下「丙」という。）は、次のとおり協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用し、相互に緊密な連携を図ることにより、横須賀市立小・中学校児童生徒の健康・体力、生活習慣に関する調査研究を行い、子どもの健康や体力に関する課題解決を継続的に図っていくことを目的とする。

（連携事業）

第2条 甲、乙及び丙は、第1条に定める目的を達成するため、次の各号に関する連携事業に取り組むものとする。

- （1）横須賀市立小・中学校児童生徒の体力測定、生活習慣調査、分析及び還元に関すること
- （2）測定・調査結果に基づく研究と成果・還元に関すること
- （3）食育、健康に関すること
- （4）その他必要と認める事項に関すること

2 甲、乙及び丙は、前項各号に掲げる連携事業を効果的に実施するため、必要の都度協議を行うものとする。また、連携事業の詳細については、甲、乙及び丙相互に合意の上、決定するものとする。

（機密の保持）

第3条 甲、乙及び丙は、本協定に関して相手方から開示された情報を本協定の有効期間中はもとより期間後といえども、正当な理由なくして第三者に漏らしてはならず、本協定の目的以外の目的に使用してはならない。

（費用に関する取り決め）

第4条 本協定に係る費用に関する取り決めについては、本協定有効期間中の年度（4月1日から3月31日）ごとに、甲、乙及び丙が協議の上、別途定めることとする。

（協定内容の変更）

第5条 甲、乙及び丙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度、協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第6条 本協定の有効期間は、締結の日から令和9年3月31日までとする。

2 本協定の更新については、令和8年3月31日までに、甲、乙及び丙が協議の上、定めることとする。

(疑義等の決定)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義を生じた事項については、甲、乙及び丙の協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙のそれぞれが記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年4月1日

- 甲 東京都中央区京橋 1-15-1
味の素株式会社
グローバルコミュニケーション部
部長 荻原 葉子
- 乙 神奈川県横須賀市平成町 1-10-1
公立大学法人 神奈川県立保健福祉大学
学長 村上 明美
- 丙 神奈川県横須賀市小川町 11 番地
横須賀市教育委員会
教育長 新倉 聡